

権利擁護の実現に向けての組織行動マネジメント
～ 社会福祉施設等における権利擁護を阻害する形成要因の分析及び
権利擁護を実現するための組織行動マネジメント～

立命館大学応用人間科学研究科
対人援助学領域
障害・行動分析クラスター
川原 義彦

平成 12 年 6 月に社会福祉事業法から社会福祉法に改正され、個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送るための社会福祉の理念を柱とした権利擁護が具体的に定められ、地域福祉権利擁護事業の創設に至っている。

しかし、権利擁護の重要性が問われる今日でも、権利侵害或いは虐待は後を絶たず、一連の援助行動の中で援助者主導による行動がなされ、適切な援助設定もないまま自己決定する選択機会が奪われている状況が存在している。こうした状況を基に、本研究の主な目的を次の 2 点におくものとする。

1 点目は社会福祉施設等における権利擁護に関する実態と権利擁護を阻害する形成要因を分析することである。権利擁護を阻害する形成要因として、「対人援助者の行動自体の問題」「対人援助者のケアテクニックの問題」「対人援助者の個人的な知識或いは意識の問題」「職場理念と組織意識の問題」「利用者とのコミュニケーションの問題」「他職員の行動或いは対応の問題」を仮説のカテゴリーとして調査分析を行なう。また、先行研究に基づき社会福祉従事者の特徴的な職業性ストレスが、権利擁護を阻害する形成要因とどのように関わりがあるかについて分析を行いながら明らかにする。

2 点目はこれまでの先行研究が倫理的課題に重点をおくなか、本研究では調査対象機関に対して権利擁護を実現するための組織行動マネジメントを立案し、その効果を実証的に検討することを目的とする。

1 点目の研究成果としては、社会福祉施設等における権利擁護を阻害する形成要因について因子分析の結果、仮説のカテゴリーのとおり 6 因子が調査構成を支持することができた。また、権利擁護を阻害する形成要因とストレスの関連性をみるために、権利擁護を阻害する形成要因因子の「他職員の行動或いは対応の問題」を除いた 5 因子の得点を従属変数とし、ストレス因子の得点を独立変数とする重回帰分析を試み、2005 年度の権利擁護を阻害する形成要因では、「対人援助者の行動自体の問題」「対人援助者のケアテクニックの問題」「職場理念と組織意識の問題」が影響を受けている結果を示した。

2 点目の研究成果としては、組織行動マネジメントにおいては試案ではあるが、二重記録法（二重記録ノート）を導入した。行動の反応を見る独立変数はリーダーによるポジティブコメント及び積極的言葉がけとし、従属変数は職員の「個人的達成感」「職場でのコミュニケーション」「明日への取組み意欲（期待感）」「問題意識の確認」についての向上を目標として行った。

結果は、「介入後も変動が無い」、「介入後は下降傾向」、「介入後は上昇傾向」等反応するタイプは様々であったが、二重記録法と平行して行なったリーダーの記録ノートを分析したところ、積極的な言葉がけができていた時ほど一日の達成感が上向き傾向が見られる結果となり、リーダーの強化子が二重記録法によって増加する可能性を見出すことができた。